

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第八号

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県立西の京高等学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一に規定する奈良県立西の京高等学校の全日制の課程の普通科は、この規則による改正後の奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則別表第一の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間、なお存続するものとする。

（原級留置となった者に対する措置）

3 前項の規定によりなお存続することとされた奈良県立西の京高等学校の全日制の課程の普通科に在学し第二十一条の規定により原級に留め置くこと（以下「原級留置」という。）となった者で、同項の規定によりなお存続するとされた期間中に当該高等学校の課程の学科を卒業できないと見込まれる者は、当該原級留置となった年度の次の年度より、別に教育長が定める基準に基づき、奈良県立国際高等学校の全日制の課程の国際科又は奈良県立法隆寺国際高等学校の全日制の課程の普通科、歴史文化科若しくは総合英語科の相当学年に在学しているものとする。